

健 発 0 4 2 8 第 5 号
令 和 5 年 4 月 2 8 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設等を廃止する件の公布について

本日、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第74号）及び新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設等を廃止する件（令和5年厚生労働省告示第183号）が公布されたところ、改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、関係機関等へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮をお願いします。

記

1. 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなったことを踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「施行規則」という。）の一部を改正するとともに、関係告示を廃止する。

2. 改正の内容

- 新型コロナウイルス感染症の法上の位置付けを見直し、5類感染症に位置付け、インフルエンザと同様、診療科名に内科・小児科を含む指定届出機関による届出対象疾病に追加する。
- 施行規則第7条第1項第1号の指定届出機関に係るインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の患者について、当該患者が入院を要しないと認められる場合であっても、都道府県知事が法第14条第2項の届出を要すると認める場合は、当該届出を行うこととする。当該指定届出機関に係るインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症により死亡

した者について、当該死亡した者の死体を検案した場合には、都道府県知事が当該届出を要すると認める場合を除き、当該届出を不要とする。

また、当該指定届出機関において新型コロナウイルス感染症の患者（入院を要すると認められる者に限る。）を診断した場合には、同条第2項に規定する事項（脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項を除く。）を届け出ることとする。

なお、施行規則第7条第1項ただし書（同項第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当該指定届出機関が新型コロナウイルス感染症の患者を診断し、又は新型コロナウイルス感染症により死亡した者の死体を検案した場合は、当分の間、法第14条第2項の届出をすることを要しないこととする。届出の開始日については、追ってお示しする。ただし、都道府県知事が当該届出をすることを要すると認める場合は、この限りでない。なお、その場合であっても、当分の間、施行規則第7条第2項の規定は適用せず、当該指定届出機関は、年齢・性別のみを届け出ることとし、施行規則第7条第2項の適用の開始日は、追ってお示しする。

- 新型コロナウイルス感染症の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から変更されることに伴い、以下の告示を廃止することとする。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設（令和2年厚生労働省告示第175号）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要な措置及び同感染症の感染の防止のために必要な措置（令和2年厚生労働省告示第176号）
 - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤（令和4年厚生労働省告示第293号）
- その他、新型コロナウイルス感染症の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から変更されることに伴い、所要の手当等を行う。

3. 施行期日

令和5年5月8日

4. 留意事項

新型コロナウイルス感染症の法上の位置付けの変更後の患者の発生動向等の把握については、「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後に備えた患者の発生動向等の把握の準備について（依頼）」（令和5年3月2日付け厚生労働省健康局結核感染症課長通知健感発0302第1号。令和5年4月27日一部改正。）を参照すること。



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(文部科学二二)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七四)

〔告 示〕

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(デジタル庁五)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(デジタル庁・総務一二)

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(同一三)

七 六 五 二 一

○新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設等を廃止する件(厚生労働一八三)

省 令

○文部科学省令第二十二号

学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十一条及び学校保健安全法施行令(昭和三十三年政令第七十四号)第六条第二項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十八日

文部科学大臣 永岡 桂子

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

学校保健安全法施行規則(昭和三十三年文部省令第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(感染症の種類)</p> <p>第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二种 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。次条第二号子において同じ)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p> <p>三 [略]</p> | <p>(感染症の種類)</p> <p>第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 第二种 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎</p> |

2 [略]

2 [同上]

| | 改正後 | 改正前 |
|--|--|---|
| <p>第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>○厚生労働省令第七十四号</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第六項第九号、第十二条第一項並びに第十四条第一項及び第二項、同法第二十六条第二項において読み替えて準用する同法第十九条第一項並びに同法第四十四条の三の三の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和五年四月二十八日)</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次の表のように改正する。</p> <p>厚生労働大臣 加藤 勝信</p> | <p>(出席停止の期間の基準)</p> <p>第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(五類感染症)</p> <p>第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)以下「法」という。第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一十二 (略)</p> <p>十三 細菌性髄膜炎(第十六号から第十八号までに該当するものを除く。以下同じ。)</p> <p>十四 (略)</p> <p>十五 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)</p> <p>十六 〓四十 (略)</p> <p>(医師の届出)</p> <p>第三条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第五条 (略)</p> | <p>(出席停止の期間の基準)</p> <p>第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 第二種の感染症(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(五類感染症)</p> <p>第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)以下「法」という。第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一十二 (略)</p> <p>十三 細菌性髄膜炎(第十五号から第十七号までに該当するものを除く。以下同じ。)</p> <p>十四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十五 〓三十九 (略)</p> <p>(医師の届出)</p> <p>第三条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 診断した新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)の疑似症の患者について入院を要しないと認められる場合</p> <p>四 診断した新型コロナウイルス感染症の患者(六十五歳未満の者に限り、妊婦を除く。)について入院又は当該感染症が重症化するおそれがある場合の治療に使用される薬剤(厚生労働大臣が定めるものに限る。若しくは酸素の投与を要しないと認められる場合)</p> <p>(獣医師の届出)</p> <p>第五条 (略)</p> |
| <p>イスト [略]</p> <p>新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。</p> <p>三 〓六 [略]</p> <p>三 〓六 [同上]</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>附則</p> <p>この省令は、令和五年五月八日から施行する。</p> | <p>イスト [同上]</p> <p>「子を加える。」</p> <p>三 〓六 [同上]</p> <p>(傍線部分は改正部分)</p> | <p>イスト [略]</p> <p>新型コロナウイルス感染症にあつては、発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。</p> <p>三 〓六 [略]</p> <p>三 〓六 [同上]</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>附則</p> <p>この省令は、令和五年五月八日から施行する。</p> |

3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。））にあっては、その長。第八条、第九条の二第一項、第二十条第二項第二号、第二十条の三第三項、第五項及び第六項、第二十一条（結核指定医療機関に係る部分に限る。）、第二十三条の三、第二十三條の四、第二十三条の七、第二十六条の二並びに第二十六条の三において同じ。）、法第十三条の四、第二十三条の六、第二十三条の七、第二十六条の二並びに第二十六条の三において同じ。）、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において必要があるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。

4 (略)

(指定届出機関の指定の基準)
 第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

| | | |
|-----|--|-------------------------|
| (略) | (略) | (略) |
| 二 | インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス等感染症を除く。）及び新型コロナウイルス感染症 | 診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所 |
| (略) | (略) | (略) |

2 (略)

(感染症の発生の状況及び動向の把握)

第七条 法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については診断し、又は検案した日の属する週の翌週（診断し、又は検案した日が日曜日の場合にあつては、当該診断し、又は検案した日の属する週）の月曜日（前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症又は薬剤耐性緑膿菌感染症に係るもの）にあつては、診断した日の属する月の翌月の初日）に、当該指定届出機関に係る疑似症の患者については直ちにを行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該届出をすることを要しない。

- 一 当該指定届出機関（患者を三百人以上収容する施設を有する病院であつて、その診療科名中に内科及び外科を含むものうち、都道府県知事が指定するものに限る。）に係る前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症の患者に係るものにあつては、当該患者が入院を要しないと認められる場合（当該都道府県知事が当該届出をすることを要すると認める場合を除く。）

- 二 前号の指定届出機関に係る前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症により死亡した者に係るものにあつては、当該死亡した者の死体を検案した場合（都道府県知事が当該届出をすることを要すると認める場合を除く。）

三 (略)

3 都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。））にあっては、その長。第八条、第九条の二第一項、第二十条第二項第二号、第二十条の三第三項、第五項及び第六項、第二十一条（結核指定医療機関に係る部分に限る。）、第二十三条の三、第二十三條の四、第二十三条の六、第二十三条の七、第二十六条の二並びに第二十六条の三において同じ。）、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において必要があるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。

4 (略)

(指定届出機関の指定の基準)
 第六条 法第十四条第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、次の表の各項の上欄に掲げるものとし、同項に規定する五類感染症の発生の状況の届出を担当させる指定届出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して同欄に掲げる五類感染症の区分（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「五類感染症指定区分」という。）に応じ、原則として当該各項の下欄に定める病院又は診療所のうち当該五類感染症指定区分の感染症に係る指定届出機関として適当と認めるものについて行うものとする。

| | | |
|-----|--------------------------------------|-------------------------|
| (略) | (略) | (略) |
| 二 | インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス等感染症を除く。） | 診療科名中に内科又は小児科を含む病院又は診療所 |
| (略) | (略) | (略) |

2 (略)

(感染症の発生の状況及び動向の把握)

第七条 法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については診断し、又は検案した日の属する週の翌週（診断し、又は検案した日が日曜日の場合にあつては、当該診断し、又は検案した日の属する週）の月曜日（前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症又は薬剤耐性緑膿菌感染症に係るもの）にあつては、診断した日の属する月の翌月の初日）に、当該指定届出機関に係る疑似症の患者については直ちにを行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該届出をすることを要しない。

- 一 当該指定届出機関（患者を三百人以上収容する施設を有する病院であつて、その診療科名中に内科及び外科を含むものうち、都道府県知事が指定するものに限る。）に係る前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症の患者に係るものにあつては、当該患者が入院を要しないと認められる場合

二 (略)

2 法第十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものについて前項第一号の指定届出機関が届け出る場合にあつては、診断した患者（入院を要すると認められる者に限る。）に係る集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無に関する事項並びに脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項（インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス等感染症を除く。）の患者を診断した場合に限る。）とし、前条第一項の表の五の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものにあつては原因となつた病原体の名称及びその識別のために行つた検査の方法とする。

3 5 (略)

第二十三条の五 削除

第二十三条の六 削除

附 則

(削る)

2 法第十四条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項の表の二の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものについて前項第一号の指定届出機関が届け出る場合にあつては、診断した患者に係る集中治療室及び人工呼吸器の使用の有無並びに脳波検査その他急性脳症の発症の有無を判断するために必要な検査の実施に関する事項とし、前条第一項の表の五の項の上欄に掲げる五類感染症に係るものにあつては原因となつた病原体の名称及びその識別のために行つた検査の方法とする。

3 5 (略)

第二十三条の五 (感染症を防止するための協力の対象となる新型コロナウイルス等感染症)

第二十三条の六 法第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第一項又は第四十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める新型コロナウイルス等感染症は、新型コロナウイルス（入院の措置等の対象となる新型コロナウイルス等感染症の患者）

第二十三条の六 法第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、新型コロナウイルス感染症の患者であつて、次に掲げるものとする。

- 一 六十五歳以上の者
- 二 呼吸器疾患を有する者
- 三 前号に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- 四 臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- 五 妊婦
- 六 現に当該感染症の症状を呈する者であつて、当該症状が重度又は中等度であるもの
- 七 前号に掲げる者のほか、当該感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- 八 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

附 則

(医師の届出事項の特例)

第二條の二 新型コロナウイルス感染症の患者について、法第十二条第一項の規定により医師が届け出なければならない事項は、当分の間、第四条第二項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 当該者の所在地
 - 二 当該者が成年に達していない場合にあつては、その保護者の氏名及び電話番号（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の電話番号）
 - 三 感染症の名称
 - 四 検体採取年月日及び診断年月日
 - 五 診断した医師の住所（病院又は診療所で診療に従事している医師にあつては、当該病院又は診療所の名称及び所在地）及び氏名
 - 六 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために必要と認める事項
- 2 前項の場合においては、第四條第九項中「前各項」とあるのは「附則第二條の二第一項」と、第一項第六号中「初診年月日」とあるのは「附則第二條の二第一項第四号中「検体採取年月日」と、同項第九号」とあるのは「同項第五号」と、第十一條第一項第一号中「第四條第一項第三号、第四号及び第六号」とあるのは「附則第二條の二第一項第三号及び第四号」と読み替えるものとする。

(新型コロナウイルス感染症の患者等の届出の特例)
第三条 第七條第一項ただし書(同項第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、同項第一号の指定届出機関(次項において「指定届出機関」という。)に係る新型コロナウイルス感染症の患者について診断し、又は新型コロナウイルス感染症により死亡した者の死体を検案した場合、当分の間、法第十四條第二項の届出をすることを要しない。ただし、都道府県知事が当該届出をすることを要すると認める場合は、この限りでない。
 2 前項ただし書の規定の適用を受けた指定届出機関が法第十四條第二項の届出を行う場合においては、当分の間、第七條第二項の規定は、適用しない。

附 則
 この省令は、令和五年五月八日から施行する。

告 示

○デジタル庁告示第五号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和五年四月二十八日 内閣総理大臣 岸田 文雄

- 一 令和五年度千葉県佐倉市物価高騰対策臨時給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度佐倉市一般会計補正予算における、千葉県佐倉市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)
- 二 令和五年度千葉県佐倉市子育て世帯生活支援特別給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度佐倉市一般会計補正予算における、千葉県佐倉市から、低所得である子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)
- 三 令和五年度東京都世田谷区住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度世田谷区一般会計補正予算における、東京都世田谷区から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)
- 四 令和五年度三重県伊勢市物価高騰生活支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度伊勢市一般会計補正予算における、三重県伊勢市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)
- 五 別表上欄に掲げる給付(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、同表中欄に掲げる予算における、同表下欄に掲げる市町村(特別区を含む。)から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。)

附 則
 この告示は、公布の日から適用する。

別表(第五号関係)

| 給付 | 予算 | 市町村 |
|---------------------------------|--------------------|--------|
| 一 令和五年度宮城県仙台市住民税非課税世帯等への緊急支援給付金 | 算 令和五年度仙台市一般会計補正予算 | 宮城県仙台市 |
| 二 令和五年度秋田県男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金 | 算 令和五年度男鹿市一般会計補正予算 | 秋田県男鹿市 |

(新型コロナウイルス感染症の患者の退院等の届出の特例)
第三条 第二十三條の九第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする。」とあるのは、「とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者については、当該届出をすることを要しない。」とする。

| | | |
|--------------------------------------|----------------------|----------|
| 三 令和五年度福島県いわき市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 | 算 令和五年度いわき市一般会計補正予算 | 福島県いわき市 |
| 四 令和五年度埼玉県川口市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 | 算 令和五年度川口市一般会計補正予算 | 埼玉県川口市 |
| 五 令和五年度東京都江戸川区物価高騰緊急支援給付金 | 算 令和五年度江戸川区一般会計補正予算 | 東京都江戸川区 |
| 六 令和五年度神奈川県藤沢市低所得世帯支援給付金 | 算 令和五年度藤沢市一般会計補正予算 | 神奈川県藤沢市 |
| 七 令和五年度滋賀県大津市物価高騰対策緊急支援給付金 | 算 令和五年度大津市一般会計補正予算 | 滋賀県大津市 |
| 八 令和五年度大阪府枚方市住民税非課税世帯等に対する給付金 | 算 令和五年度枚方市一般会計補正予算 | 大阪府枚方市 |
| 九 令和五年度大阪府大阪狭山市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 | 算 令和五年度大阪狭山市一般会計補正予算 | 大阪府大阪狭山市 |
| 十 令和五年度鳥取県鳥取市低所得世帯に対する物価高騰支援給付金 | 算 令和五年度鳥取市一般会計補正予算 | 鳥取県鳥取市 |
| 十一 令和五年度広島県広島市価格高騰重点支援給付金 | 算 令和五年度広島市一般会計補正予算 | 広島県広島市 |
| 十二 令和五年度高知県高知市住民税非課税世帯等生活支援給付金 | 算 令和五年度高知市一般会計補正予算 | 高知県高知市 |
| 十三 令和五年度福岡県北九州市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 | 算 令和五年度北九州市一般会計補正予算 | 福岡県北九州市 |
| 十四 令和五年度福岡県福岡市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 | 算 令和五年度福岡市一般会計補正予算 | 福岡県福岡市 |
| 十五 令和五年度福岡県大川市非課税世帯等臨時特別給付金 | 算 令和五年度大川市一般会計補正予算 | 福岡県大川市 |

三 令和五年度東京都世田谷区住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度世田谷区一般会計補正予算における東京都世田谷区から低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ)の支給を実施するための基礎とする情報(入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を含む)の管理に関する事務

四 令和五年度三重県伊勢市物価高騰生活支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度伊勢市一般会計補正予算における三重県伊勢市から低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。以下同じ)の支給を実施するための基礎とする情報(入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、令和二年年度特別定額給付金生活の支給に関する情報、公的給付金等口座登録簿関係情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を含む)の管理に関する事務

五 別表上欄に掲げる給付(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、同表下欄に掲げる予算における、同表下欄に掲げる市町村(特別区を含む)以下同じ)から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下、別表給付という。の支給を要する情報の基礎とする情報(入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公的給付金等口座登録簿関係情報及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に関する情報を含む)の管理に関する事務

| | | |
|----|-------------------|--|
| 別表 | この告示は、公布の日から適用する。 | 別表給付の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る市町村住民税及び公的給付金等口座登録簿関係情報に関する情報 |
|----|-------------------|--|

| | | |
|---------------------------------|---|--------|
| 給付 | 算 | 市町村 |
| 一 令和五年度宮城県仙台市住民税非課税世帯等への緊急支援給付金 | 算 | 宮城県仙台市 |
| 二 令和五年度秋田県男鹿市低所得世帯支援物価高騰対策特別給付金 | 算 | 秋田県男鹿市 |

○厚生労働省告示第百八十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和五年厚生労働省令第七十四号)の施行に伴い、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令(平成二十五年政令第百二十二号)第十一條第一項第十五号及び第十二條第八号の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する件を次のように定め、令和五年五月八日から適用する。

令和五年四月二十八日

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型コロナウイルス等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設等を廃止する件

次に掲げる告示は、廃止する。

- 一 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型コロナウイルス等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設(令和二年厚生労働省告示第百七十五号)
- 二 新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために必要な措置及び同感染症の感染の防止のために必要な措置(令和二年厚生労働省告示第百七十六号)
- 三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤(令和四年厚生労働省告示第百九十三号)

厚生労働大臣 加藤 勝信

| | | | | |
|----|------------------------------------|---|--------------------|----------|
| 三 | 令和五年度福島県いわき市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 | 算 | 令和五年度いわき市一般会計補正予算 | 福島県いわき市 |
| 四 | 令和五年度埼玉県川口市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 | 算 | 令和五年度川口市一般会計補正予算 | 埼玉県川口市 |
| 五 | 令和五年度東京都江戸川区物価高騰緊急支援給付金 | 算 | 令和五年度江戸川区一般会計補正予算 | 東京都江戸川区 |
| 六 | 令和五年度神奈川県藤沢市低所得世帯支援給付金 | 算 | 令和五年度藤沢市一般会計補正予算 | 神奈川県藤沢市 |
| 七 | 令和五年度滋賀県大津市物価高騰対策緊急支援給付金 | 算 | 令和五年度大津市一般会計補正予算 | 滋賀県大津市 |
| 八 | 令和五年度大阪府枚方市住民税非課税世帯等に対する給付金 | 算 | 令和五年度枚方市一般会計補正予算 | 大阪府枚方市 |
| 九 | 令和五年度大阪府大阪狭山市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 | 算 | 令和五年度大阪狭山市一般会計補正予算 | 大阪府大阪狭山市 |
| 十 | 令和五年度鳥取県鳥取市低所得世帯に対する物価高騰支援給付金 | 算 | 令和五年度鳥取市一般会計補正予算 | 鳥取県鳥取市 |
| 十一 | 令和五年度広島県広島市価格高騰重点支援給付金 | 算 | 令和五年度広島市一般会計補正予算 | 広島県広島市 |
| 十二 | 令和五年度高知県高知市住民税非課税世帯等生活支援給付金 | 算 | 令和五年度高知市一般会計補正予算 | 高知県高知市 |
| 十三 | 令和五年度福岡県北九州市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 | 算 | 令和五年度北九州市一般会計補正予算 | 福岡県北九州市 |
| 十四 | 令和五年度福岡県福岡市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 | 算 | 令和五年度福岡市一般会計補正予算 | 福岡県福岡市 |
| 十五 | 令和五年度福岡県大川市非課税世帯等臨時特別給付金 | 算 | 令和五年度大川市一般会計補正予算 | 福岡県大川市 |

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話 03(3587)4294
定価 一ヵ月、六四一円(本体、一五〇円) 本号一部 一四三円(本体、一三〇円) (配送料別)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可